

三郷北部地区土地区画整理事業区域周辺において 乱開発抑止基本方針を策定しました

三郷市では、三郷北部地区土地区画整理事業区域周辺において、事業化により経済活動の活性化に期待が高まる一方で、資材置き場や残土置き場などの無秩序な土地利用が懸念されます。

そうしたことから、埼玉県第3次田園都市産業ゾーン基本方針に基づき、今後、無秩序な土地利用が行われないう、重点的に乱開発を抑止する地域（以下、「重点抑止エリア」）として取り組むべき総合的な乱開発抑止対策についての指針を策定しましたので、お知らせいたします。

乱開発抑止策の実施方法

1. 啓発活動の実施

市広報誌、チラシなどにより乱開発抑止について周知します。

2. 関係法令の運用

①農地法②景観法・三郷市景観条例・三郷市景観計画③三郷市屋外広告物条例④都市計画法⑤廃棄物の処理及び清掃に関する法律⑥三郷市土砂のたい積の規制に関する条例及び埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例

①から⑥の法令の適正な運用を行います。

3. 監視活動の実施

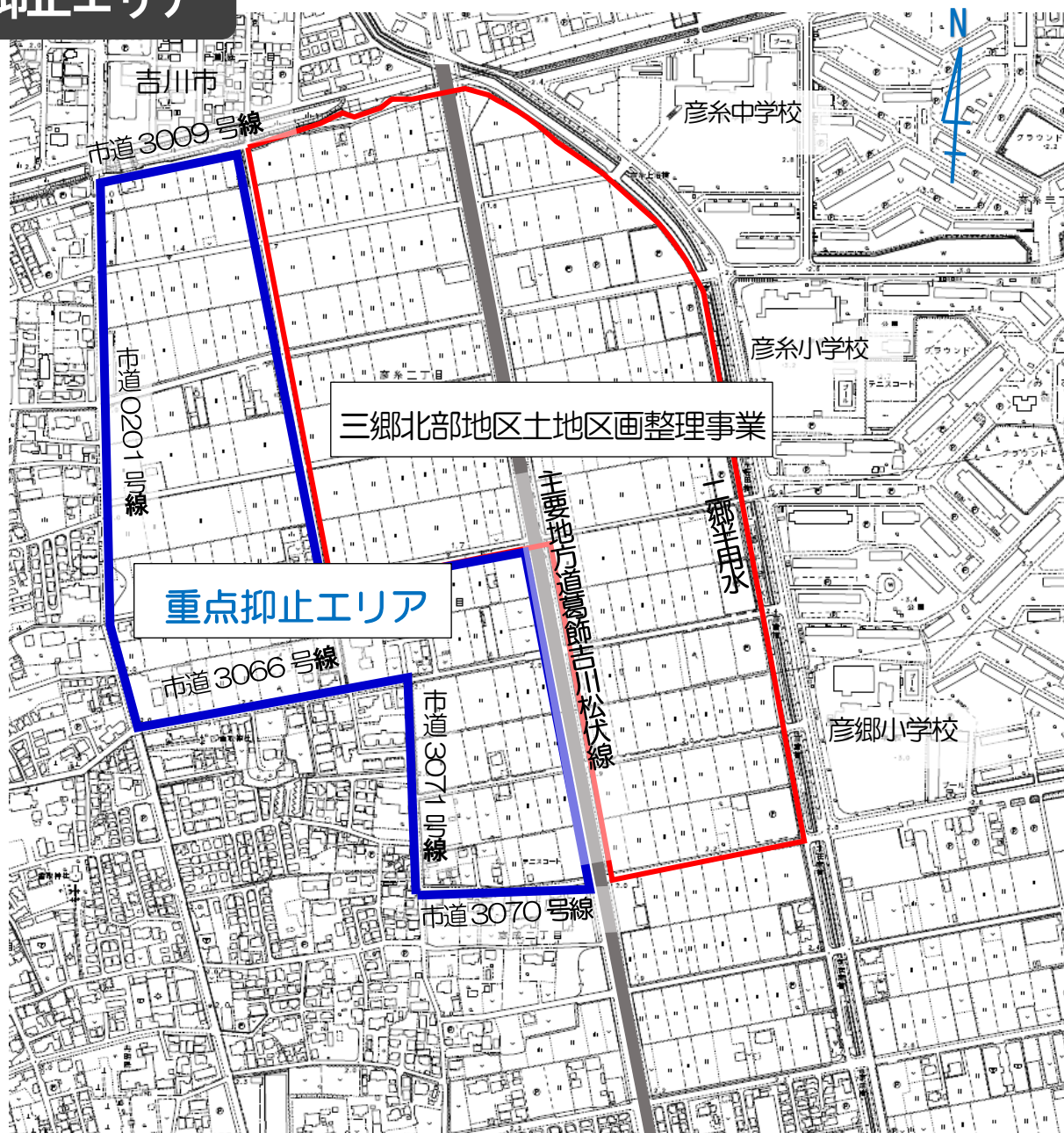
■一斉パトロール実施

他市町、県関係機関と連携して「重点抑止エリア」の一斉パトロールを行い、乱開発抑止に向けた活動を広くPRします。

■重点パトロール実施

適宜パトロールを実施し、乱開発の未然防止及び早期発見に努めます。

重点抑止エリア



■ 地域

三郷北部地区土地区画整理事業区域周辺 西側地域
(青色線で囲まれた区域)

■ 地域の範囲

土地区画整理事業地の西側で北から市道 3009 号線、市道 0201 号線、市道 3066 号線、市道 3071 号線、市道 3070 号線で囲まれた地域

問い合わせ

まちづくり事業課
まちづくり・企業立地推進係

電話番号 048-930-7746(直通)
メールアドレス machidukuri@city.misato.lg.jp